



セイヨウオオマルハナバチを利用されている農家の皆様へ

環境省からの  
大切なお知らせ



## セイヨウオオマルハナバチの取扱いについての注意点

◎セイヨウオオマルハナバチは、在来のハチ類との競合や交雑により、日本の生態系に影響を及ぼしています。**悪影響を防ぐためには、野外に逃がさないことが重要**です。



セイヨウオオマルハナバチが定着が確認されている北海道では、ボランティアにより捕獲が行われています

◎このため、平成18年から外来生物法により特定外来生物に指定されており、**飼育や運搬を行うためには許可が必要です。野外に放つことも禁止されています。**

◎飼育する際には、外来生物法の許可が必要なほか、ハウスの基準や管理体制等、許可の条件を守る必要があります。

### 《セイヨウオオマルハナバチの管理の実態について》

- ◆環境省実施の現地調査では、調査対象の2~3割の施設で何らかの不備が見つかったため、現在環境省と農林水産省で指導を強化しています。
- ◆こうした不備などが改善されないと、状況により許可の取消や罰則が適用されます。

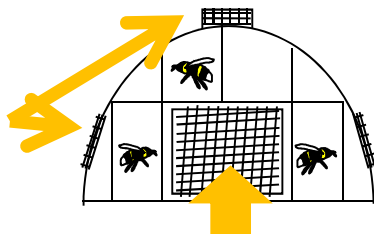


### 施設の管理について

#### ◎ネットに隙間はありませんか？

天窗、側窓、換気扇など、

**隙間ができるところにも忘れずにネットを張って下さい**



#### 要注意ポイント！！

- ☞ 跳ね上げ式の窓、排水口や換気扇などの隙間
- ☞ ネットはあっても固定が甘く、隙間がある場合も
- ☞ ハウスと地面の間に隙間も…(土などで埋めて下さい)

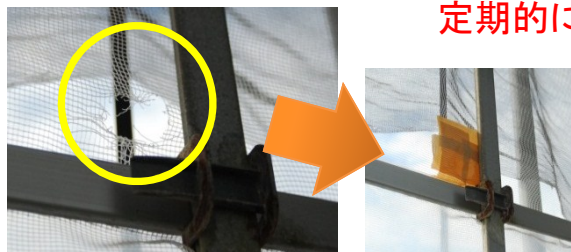


#### ◎ネットやビニールは破れていませんか？

**定期的に点検し、破損はすぐに！補修してください。**

#### 要注意ポイント！！

- ☞ 老朽化、作業中にぶつかった、悪天候のあと…等。
- ☞ ハウスの骨組の裏など見落とし易いところにも！



#### ◎出入り口は二重になっていますか？

戸+戸、戸+ネット、ネット+ネットなど

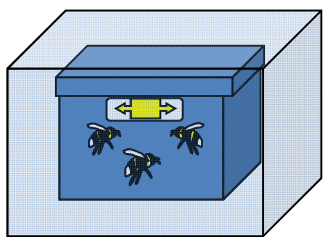
**出入りの際に開け放されることがないように！**

#### 要注意ポイント！！

- ☞ ネットはあっても、地面まで長さが足りないのは**×**！
- ☞ ネットはあっても、邪魔になるからと、まとめて上げていては**×**！



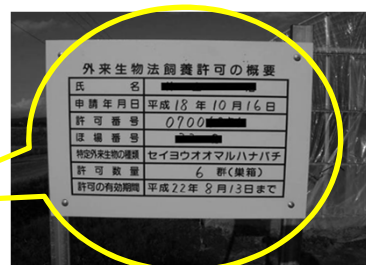
## ◎ハウスの外で巣箱を運ぶとき、二重梱包にしていますか？



ハチの入った巣箱をハウスの外で一時的に運ぶ場合は、巣箱が、別の箱や袋など**二重に収納された状態**で！

## ◎標識（許可の概要）を掲出していますか？

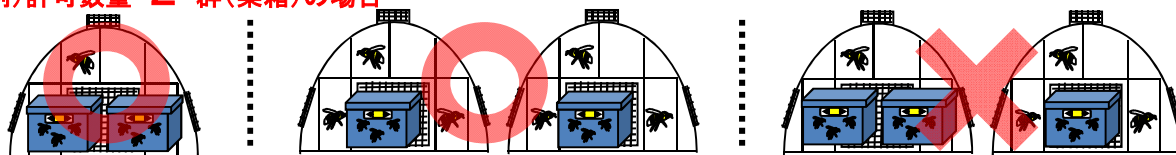
許可を更新した場合は、更新された有効期限が表示されたものを掲出してください。



## ◎許可数量を守っていますか？

許可証に記載の数量は、「同時に使える巣箱の上限の数」。この数を**超えてはいけません**！  
複数のハウスで1つの許可をとっている場合、各ハウス毎に認められている数ではないので注意！

(例) 許可数量 **2** 群(巣箱)の場合



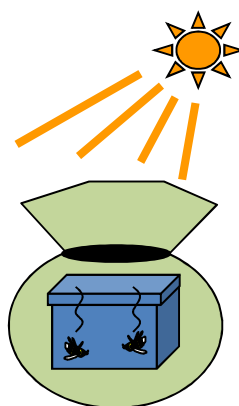
## セイヨオオマルハナバチを使い終わったら...

## ◎ハチを確実に処分していますか？

使い終わった巣箱は、

- ・巣箱ごとビニル袋に入れ、直射日光にあてて蒸す
- ・巣箱に熱湯を注ぐ などの方法で、

**ハチを確実に処分してから、廃棄し、絶対に野外に放たないで下さい！**



## 手続きについて

## ◎更新手続はされていますか？

許可の有効期限は3年です。

引き続き飼育等する場合は、期限が切れる前に更新手続を行ってください。

## ◎その他条件に付された手続のほか、許可内容の変更や失効等必要な手続はされていますか？

外来生物法について、ご不明の点は、管轄の環境省地方環境事務所にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

北海道地方環境事務所 011-299-1950  
釧路自然環境事務所 0154-32-7500  
東北地方環境事務所 022-722-2876

関東地方環境事務所 048-600-0817  
中部地方環境事務所 052-955-2139  
長野自然環境事務所 026-231-6570  
近畿地方環境事務所 06-4792-0700

中国四国地方環境事務所 086-223-1577  
高松事務所 087-811-7240  
九州地方環境事務所 096-214-0311  
那覇自然環境事務所 098-858-5824